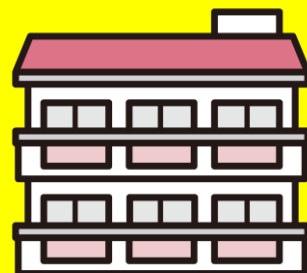




退去したアパートの管理会社から 高額な原状回復費用の請求があり…

事例

息子が4年入居したアパートを退去。管理会社にクッションフロアの変色を指摘され、全面張替えを求められているが費用が高額で不満。
(20代 男性)



©KANAGAWA2013

ひとこと アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、故意や過失で汚したり、破損させたりした場合は、原則借主が修理代を負担することとされています。ただし、経年変化を考慮して、クッションフロアは6年で残存価値が1円となるよう負担割合が下がります。
- 賃貸借契約書で退去時の特約等を確認したうえで、納得できないような場合は、ガイドラインに沿った負担にしてもらえないか話し合みましょう。
- 原状回復については、宅地建物取引業協会や弁護士会に相談したり、当事者間での話し合いが難しい場合は調停制度を利用する方法もあります。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！

北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時～午後4時30分

相談専用電話 **050-7505-0999**

消費者ホットライン※ **188** (「嫌や！」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。



北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」